平成２８年（フ）第２４号
滋賀県近江八幡市多賀町33番地
破産者　株式会社ダイユウ
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２５号
神戸市中央区山本通２丁目５番３－403号、商業登記簿上の本店所在地神戸市中央区中山手通２丁目24番１－505号
破産者　有限会社ＫＫｔｒａｄｉｎｇ
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１９号
香川県坂出市本町２丁目11番27号
破産者　有限会社保井商店
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１１７号
愛媛県西条市喜多川793番地１
破産者　有限会社ハワイ
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第４１号
岩手県久慈市中央２丁目33番地１
破産者　株式会社ニシヅカ
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第２４５３号
東京都世田谷区上野毛２丁目18－５、開始決定時の住所東京都世田谷区玉川２丁目11－14
破産者　椿　　成之
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６５９号
東京都品川区西五反田４丁目５－１－607
破産者　清水　功惠
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７４号
東京都多摩市和田1261番地24－101
破産者　木村　邦男
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３１８号
東京都府中市日新町５丁目６番地の４コーポ朝倉Ｂ棟203
破産者　瀧本　柔幸
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２３６７号
神奈川県鎌倉市大船１丁目12番７号
破産者　株式会社鎌倉甘露泉
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７６号
横浜市都筑区茅ケ崎中央17番28号
破産者　株式会社カーズ
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３８号
横浜市南区通町２丁目31番地
破産者　株式会社スマイル住建
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７１号
長野県佐久市前山字大堀321番地３
破産者　佐久健康開発株式会社
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第７３号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田4101番地23
破産者　有限会社中沢電子
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第２５２号
岐阜市金町８丁目20番地
破産者　まるふじ商事株式会社
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第６号
静岡県賀茂郡西伊豆町字久須2122番地の１
破産者　伊豆開発株式会社
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第１３号
三重県北牟婁郡紀北町東長島33番地116
破産者　南　　孝明
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第３１号
山口県宇部市大字奥万倉3118番地、開始決定時の住所山口市松美町３－75　山口刑務所
破産者　大谷　徳春
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２０９号
群馬県高崎市宿大類町958番地２
破産者　平原　良子
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第３２号
群馬県藤岡市藤岡894番地５　クロミーアⅡ102
破産者　五十嵐尚則
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第５６号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥６丁目７番地の４　ハイツたか３－Ｅ、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋855番地の10
破産者　渡邉　幸子
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部